

住民監査請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

札幌市北区 氏名（略）

2 請求書の提出年月日

令和3年（2021年）10月29日

3 請求の内容

（1）主張事実の要旨

ア 北海道知事は、札幌高等裁判所が令和2年（2020年）11月13日に言い渡した判決において北海道（以下「道」という。）に支払を命じた損害賠償について道が支払済みであるところ、原因行為をなした教職員の全てないしいずれかに求償せよと勧告することを求める。

イ 上記判決は、平成25年（2013年）3月3日に札幌市内の道立高等学校（以下「本件高校」という。）の生徒（以下「本件生徒」という。）が自殺したこと（以下「本件自殺」という。）の原因等を調査するため行った全校生徒を対象としたアンケート（以下「全校アンケート」という。）の回答原本を廃棄したことが本件生徒の遺族（以下「生徒の遺族」という。）に対する調査報告義務違反となるとして損害賠償を認めたものであるところ、全校アンケートは公文書に当たり、保存・保存期間・廃棄の手順等は、道立学校文書管理規程（平成22年教育委員会教育長訓令第4号。以下「学校文書管理規程」という。）に基づき取り扱われるべきであった。ところが、管理者である校長も、本件事件に指導・助言をしていた設置者である北海道教育委員会（以下「道教委」という。）の指導主事も、全校アンケートの回答原本の取扱いについて教頭に対する指示・助言等を怠っていたため、廃棄という結果になったものであり、廃棄行為者一人の過失ではなく、管理者・設置者が、適切な指導・助言指揮・監督を怠ったことにより生じたものである。適切な対応がなされていたなら、廃棄という行為は防ぐことができたはずであるから、損害賠償金を道の公金で負うのではなく、校長及び道教委指導主事を含めた、責任を有する者に対し、損害の補填を求めるべきであり、これは今後、同じ過ちが起きないように、公務員であっても過失があったときには求償権の行使があるということを自覚し、再発防止に努めていただきたいとの願いからである。

損害の補填を求めるべき教職員とは、全校アンケート廃棄に責任を有する、本件高校の当時の校長A、教頭B、教頭C、生徒指導部長D、教育庁石狩教育局の指導主事Eの5名である。

ウ 全校アンケートの回答原本は、公文書に当たるだけでなく、文部科学省（以下「文科省」という。）から出されている「自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく調査やその後の第三者による調査委員会設置（詳細調査）のためにも重要な公文書であったのだから、

道教委及び本件高校の教職員は、適切な管理ないし管理に向けた指導をすべきところを怠った。これは信用を著しく失墜させる行為に当たるため、道公立学校教職員の服務規程及び道職員に係る懲戒処分の方針に基づき、責任の所在を明確にするよう求める。

エ また、同じ過ちを繰り返さないよう、原因を検証し、再発防止策をまとめて全市教育委員会及び学校に周知し徹底するよう通知することを求める。

(2) 措置内容

前記主張事実のうち、ア、ウ及びエが請求人の求める措置内容である。

第2 請求の要件審査

本請求については、措置請求の内容の一部が明らかでないこと及び事実を証する書面の添付に不足があったことにより補正を求めたところ、令和3年(2021年)12月14日までに補正された書面及び事実を証する書面が提出されたことから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同月15日付けをもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和2年(2020年)11月13日に札幌高等裁判所が道に損害賠償金の支払を命ずる判決を言い渡し、道が損害賠償金を公金から支出したことについて、道が職員に対し求償していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

教育庁、石狩教育局及び本件高校

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 法第242条第7項の規定に基づき、令和3年(2021年)12月24日、請求人の陳述を実施した。

その要旨は次のとおりであった。

ア 平成25年(2013年)3月3日、本件生徒は16歳という年齢で命を絶った。学校関係者には、本件生徒から聞いたことを伝えていたのは、本件生徒がなぜ死んだのだろうか、知ってほしいという思いと、調べてほしい、知り得たことに見合った対応をしてもらいたいという思いからであった。しかし、実際はこちらの情報提供には取り合ってくれる様子もなく、積極的に調べようとする様子もなく、知り得たことへの対処もする様子が見られなかった。なぜ本件生徒が自ら命を絶ったのか、なぜそこまで追い詰めてしまったのか、その背景や経緯を知りたい、遺族として知っておきたい、そのためにアンケート開示を求め続けていた。

イ 本件生徒が亡くなった後、当時の校長から、生徒から何らかの情報が無いかということ

で、アンケート調査を行いたいと口頭説明を受け、また、「アンケートはすべてお渡します。」と言われたので承諾し、私からもアンケート調査を依頼した。その後、校長の「整理しています。」「全部見ていただきたいと思っております。」との言葉をずっと信じていた。ところが、アンケートの開示について尋ねたところ、「直接見るということになると情報開示請求をしていただくという面倒な手続になります。」との対応に変わっていった。調査を求めて学校と面談を繰り返していたが、一向に進まなかったことから、1年半後に個人情報開示請求を行った。開示された資料には、そこに書かれていなかった、話も聞かされていなかったこともあり、もっと詳しく知りたいと思い、アンケートの開示を求め続けた。

ウ その後、全校アンケートについて現物があるのかと確認したところ、当時の校長は、「私は現物は見えていない」と答え、管理者として、自殺の原因を探る重要な公文書の確認等を怠っていた。

また、教頭は半年前に廃棄していたことを隠し「アンケートはすべてある」と答えていた。このため、私は廃棄されていたことを知らなかったため、個人情報開示請求で全校アンケートの原本コピーを求め、後日受け取った不存在通知書により初めて廃棄の事実を知った。その後裁判になり、アンケートを転記していた教員も裁判尋問にて、「当時は学校としてもアンケートが公文書であり、5年間保存しなければいけないという認識が欠けていたように思います」と述べていた。そのことから、道教委の指導主事は、亡くなった当日から学校への指導助言をしていたが、全校アンケートの回答原本の取扱いについて、管理職を含む教職員に対して指導・助言をしていなかったことは明らかである。さらに、指導主事は、「そもそもその原本なるものがあつたのかどうかということも認識はありませんでした」と自殺調査に重要な原本確認すら怠っていた。本来、全校アンケートの回答原本は公文書であり、保存期間、廃棄の手順等は学校文書管理規程に基づき取り扱われるべきであり、管理者である校長も、本件事件に指導・助言していた設置者である道教委の指導主事も、全校アンケートの回答原本の取扱いについて、教頭に対する指示・助言等を怠っていたため廃棄という結果になった。このことは、直接全校アンケートの回答原本を廃棄したとされる教頭一人の過失ではなくて、管理者、設置者が適切な指導・助言、指揮監督を怠ったことにより生じたことが問題であると思っている。

また、全校アンケートの回答原本の廃棄が請求者の私だけでなく、協力してくれた記入者である生徒に対しても、著しく信用を失墜させる行為であり、適切な対応がなされていたなら廃棄という行為は防ぐことができたはずである。

エ 学校事件は個人を訴えることができず、国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。）で道を相手として裁判するしかない。しかし、裁判で過失が認められた場合は、個人に賠償責任を求めることはできないが、道が公金から支払われた賠償金を求償権の行使により個人に補填させることが可能である。このことから、損害賠償金を道の公金から支出したことに関して、職員に対して求償権を行使して、賠償金を公金で負うのではなく、怠る事実について、校長及び道教委指導主事を含めた責任を有する者に対し損害

の補填を求めるほか、その他必要な措置を講ずるよう、道知事に対して勧告することを求め監査請求を行った。それは、今後、同じ過ちが起きないように、公務員であっても過失があったときには、求償権の行使があるということを実感し、再発防止に努めていただきたいからである。

オ 私が提訴をした後、生徒や教員からいろいろな情報が寄せられた。一方、本件生徒と同級生の他のクラスの生徒から本件生徒がいじめに遭っていたことは確かだというメールももらっていた。その生徒は、本件自殺が無駄になってはいけないと思い、アンケートにも事実を記入し、先生からの聞き取り調査も対応してくれたようである。このような思いで記入してくれたアンケートを廃棄したということ、その学校の対応には改めて憤りを感じるし、いじめに遭っていたことは確かと断言する生徒からの聞き取り内容は、アンケート結果をまとめたものにはどこにも記載されていなかった。本当に適切な聞き取りがなされたのか、聞き取り結果が正確に転記されていたのか疑問は拭えない。今となっては廃棄されたアンケートにも当日の目撃情報があったのではないかと本件生徒を知る手掛かりが存在しないことは本当に残念でならない。

カ 学校の事故対応については文科省からも電話指導が入っていた。三点の電話指導の中には、あれだけの事案があれば、当時いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）がなかったかもしれないが、ないにしても自殺が起きたときの背景調査の指針というものもあるので、これは誰に言われなくてもしっかりと詳細な調査をすべきであった、アンケートについても、パソコンの方に打ったので原本を処分したということだが、こちらもその事案の継続的に話をしている中で処分をしていくというのは非常に不適切だということ、校長が三代変わっているけれども、その間、引継ぎがなされていなかったことなど、当時の学校の事故対応について大変問題があるということで電話指導が入っていたが、それらのこともこちらには伝えてくれることはなかった。

キ 今後、同じ過ちを繰り返さないように、なぜ廃棄に至ってしまったのかを検証し、再発防止策をまとめて、全市教委及び学校に周知徹底するよう通知することを求める。

(2) 法第242条第7項の規定に基づく請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局からの事情聴取

令和4年（2022年）1月7日に、監査対象部局である教育庁から、請求人が違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると主張する事項に対する見解などについて、聴取を行った。その主な説明内容は、次のとおりであった。

(1) 生徒の自殺が起きたときの背景調査について

文科省は、万が一児童生徒の自殺事案が起きたときに、亡くなった児童生徒が置かれていた状況について行われる背景調査の在り方に関して「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」（平成23年6月1日付け23文科初第329号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「平成23年通知」という。）を発出している。

平成23年通知で示されている背景調査は、児童生徒が自殺に至るまでに起きた事実について調査するだけでなく、できる限り、それらの事実の影響について分析し、自殺防止のための課題について検討することを目的としている。

調査で収集した情報は、聴取内容の文字起こしやアンケート内容の整理により、他の調査で収集した情報と総合的に分析し、結果を遺族に説明することとされている。

全校アンケートについては、自殺に至るまでに起きた事実の把握や自殺の原因の考察、そのことを踏まえた、学校における自殺防止の取組を整理するとともに、それらの調査結果を遺族に説明することをもって、目的が達せられるものと考えている。

本件自殺が起こった際、初動対応を始め、アンケート調査、いじめの有無の判断、生徒の遺族への説明などについて、平成23年通知に基づき対応した。

(2) 本件生徒が所属していた部活動の部員に対するアンケートについて

本件高校においては、本件自殺が起こった直後に、本件生徒が所属していた部活動（以下「部活」という。）の部員に対するアンケート調査（以下「部員アンケート」という。）を実施し、平成25年（2013年）3月8日に教頭らが生徒の遺族宅を弔問した際、生徒の遺族に対し「いじめ、体罰に関する情報は無い。」と説明した。

(3) 全校アンケートについて

ア 全校アンケートの目的について

平成23年通知に記載されている「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（以下「調査指針」という。）では、背景調査の手順として、最初に「初期調査」として、管理職等が教職員や亡くなった子どもと関係の深い子どもへの聞き取りを行うこと、次に「初期調査」の経緯を遺族に説明し、今後の調査について遺族と協議を行うこと、更に「初期調査」の結果、学校要因などの可能性がある場合など必要があれば、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取りを含む「詳しい調査」を行うこととされている。

本件自殺においては、平成23年通知で示されている背景調査のうち、自殺が起こった直後に実施した部員アンケートは「初期調査」に該当し、全校アンケートが「詳しい調査」に該当するものである。

イ 全校アンケートの実施について

(ア) 生徒への指示等について

全校アンケートの実施については、平成25年（2013年）3月8日に本件高校における職員会議で検討し、生徒の遺族に確認の上、調査指針に基づき、当時の校長Fが決定した。

同月11日、第1及び第2学年において、学級ごとに朝のショートホームルームの時間に、全校アンケートを実施した。調査項目は、本件生徒の様子に関わる項目として、「3月3日当日の状況について知っている情報」と「以前から気になる兆候」の2点とし、各学級担任は、実施学級で共通した説明を行うため、自殺当日の状況や以前から気にな

る兆候の2点について、アンケート用紙に記載された文面を読み上げ、自由記述で生徒に回答をしてもらう形式で行った。

同日、各学級担任は、生徒が記入したアンケート用紙（以下「全校アンケートの回答原本」という。）を回収した。

（イ）全校アンケート結果の処理について

同日、各学級担任は、職員室において、教頭Cに、全校アンケートの回答原本を手渡した。教頭Cは、生徒指導部長Dに対し、生徒から具体的な回答があった文面を全て転記し、クラスごとに整理するよう指示し、生徒指導部長Dは、その指示どおり整理した。個別の聞き取り結果については、記録した。

全校アンケートの回答結果のうち、具体的な記載があった15名の回答が転記され、回答結果には、本件生徒がいじめられていたとか、又は悩んでいるように見えたなどの回答があったことから、同月11日から18日までにかけて、こうした回答をした生徒に対し、個別の聞き取り調査を実施した。調査の結果、いずれも伝聞又は推測、そして友人間のトラブルに関するものであって、本件生徒に対するいじめがあったということを具体的に示す事実は確認されなかった。

ウ 全校アンケート結果についての遺族への説明等

（ア）遺族に対する説明において留意したことについて

調査指針では、アンケートの結果を含む分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、そのまま公表したり、遺族に情報提供したりすることは、調査の客観性や中立性を損ないかねないこと、また、遺族へは、必要に応じてその都度、調査の状況について説明するとともに、調査結果について様々な資料を分析評価をした上で、その時点で伝えられることを遺族に説明することとされている。

同月15日、本件高校は、石狩教育局と協議し、その結果、事実を述べること、具体的にはアンケートや聞き取りなどの調査結果から明らかになったこと、そして、本件生徒本人の性格あるいは家庭環境に関わることなどは、直接表現をしないこと等に心がけて、遺族の心情に配慮しながら説明することとした。

（イ）遺族への説明内容について

a 同月8日に、教頭G、生徒指導部長D及び教諭Hは、生徒の遺族宅を弔問し、全校アンケートの実施について遺族の意向を確認した。遺族は実施を承諾し、「その結果を見たい」と述べた。

b 同月15日、校長F、教頭G及び教頭Cが弔問した際に、校長Fは「アンケートについては確認中であり、21日か22日にお見せできるよう対応している。」と説明した。校長Fの発言の趣旨は、アンケートの結果を確認の上、総合的に分析し、その結果を遺族に対して示すというものであり、個々の生徒が記入したアンケートそのものを見せるというものではなかった。

なお、その際、石狩教育局からは、「憶測等の情報も含まれている可能性がある

アンケート原本をそのまま検証や整理もしない状況で遺族に見せることは適切でない」との指示を受けていた。

- c 同月24日に校長Fと教頭Cが再度弔問し、調査結果として「アンケート結果等を踏まえ、部活内での人間関係を始め、部活動外での人間関係、健康、学業、家族など、様々な不安や心配ごとを抱えていたこと」などについて説明した。その際、説明後に遺族から説明原稿の提供を求められたほかには、遺族から、特に要望や意見はなかった。
- d 同年9月12日に遺族らが本件高校を訪れた際、教頭B、教頭C及び教諭Hは、アンケートの結果の状況と内容等について質問を受け、同年10月3日にアンケート結果等を踏まえ、教頭B及び教頭Cが再度説明した。
- e 同年3月24日に、生徒の遺族に対しアンケート結果を含めた調査結果について説明した後も、その都度、問合せ、質問等に対し、一つ一つ対応した。
- f 同年3月11日の全校アンケート実施から、平成26年（2014年）3月27日の全校アンケートの回答原本の廃棄まで、生徒の遺族から、全校アンケートの回答原本を見たいという求めはなかった。生徒の遺族から、全校アンケートの回答原本を見たいとの要望が明確に示されたのは、同年9月30日、生徒の遺族代理人弁護士との意見交換のときであり、同弁護士から示されたものであった。

（4）全校アンケートの回答原本の廃棄について

ア 廃棄の経過について

教頭Cは、廃棄の経緯について、裁判で次のとおり陳述した。「私は、平成26年3月27日に全校生徒アンケートをシュレッダーにより廃棄してしまいました。当時の私は、全校生徒アンケートは転記済みであったこと、アンケートについては保存期間があるとは考えていなかったことから、教頭Bに引き継ぐ書類ではないと考えましたが、念のため教頭Bに廃棄について確認することとしました。私が教頭Bに、「アンケートは転記してあるのですが、捨ててもいいでしょうか」という旨の相談・確認をしたところ、教頭Bから「廃棄しても良い」という旨の回答がありました。その後、私は午後4時頃、談話室にあるシュレッダーにより全校生徒アンケートを廃棄しました。」

道立学校において生徒を対象に実施したアンケート用紙の保存・管理に当たっては、学校文書管理規程第24条に基づき完結文書を保存し、学校文書管理規程第25条第1項に基づき保存期間満了後に校長の決定を受けて廃棄する手続が必要であるが、当時、これらは行われなかった。

なお、教頭Cが、生徒指導部長Dに指示して、全校アンケートの回答結果のうち、具体的な記載があったものは全て転記したところであり、具体的な回答を記載した15名の生徒に対して、個別に聞き取りを行い記録していたこと、また、アンケートについて保存期間があるとの認識がなかったことから、教頭C及び教頭Bは、廃棄により支障があるとは考えていなかった。

また、個別に聞き取りを行い、記録した内容について、平成25年（2013年）3月24日に遺族に説明しており、背景調査の実施においては、支障がなかったものと考えている。

なお、札幌地方裁判所平成28年（ワ）第435号損害賠償請求事件（以下「一審」という。）の判決において、全校アンケートの回答結果を転記した資料は残っているが、これが具体的な回答があったものの全部を転記したものである保証はなく、転記に際して自殺の原因に関する有益な情報が漏れた可能性が否定できず、有益な情報を確認する機会を失った、と指摘はされているところである。

イ 教育庁における廃棄の覚知

平成26年（2014年）10月4日、石狩教育局教育支援課高等学校教育指導班は、本件高校の当時の校長Aから電話を受け、全校アンケートの回答原本が廃棄されている事実を知った。校長Aが電話で報告した内容は、「昨日3日に送付した資料（同年9月30日に校長と生徒の遺族の代理人弁護士らが意見交換を行った際の記録）の内容に誤りがあった。弁護士との意見交換の際、教頭Bは「生徒に取ったアンケートの実物がある。」と回答したが、実際にはなかった。本日、教頭Bに再度確認したところ、アンケートの実物は、教頭Bと教頭Cがシュレッダーで処理していることが分かった。ただし、アンケートの内容を書き写した資料はある。」という内容であった。

（5）全校アンケートの廃棄が生じた原因

ア 全校アンケートの公文書該当性について

本件事案の全校アンケートは、自殺した生徒に関して自殺前の状況を把握するために、当時の校長Fの指示で全校アンケートを実施したものであることから、文書編集保存分類表の「児童（生徒）事故報告」の関係文書として、5年間保存することが必要であった。

なお、当時は、アンケート調査の保管については、平成23年通知等においても、文科省から具体的な指導はなかった。文科省からは、平成29年（2017年）3月に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、アンケートを含めた調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき、少なくとも5年間保存することが望ましいと規定されたところである。

アンケート調査における調査票の保管については、平成28年（2016年）3月15日付け教総第2086号北海道教育委員会教育長通知及び同年4月8日付け教生第30号北海道教育庁学校教育局参事通知で示しており、現行の文書編集保存分類表では、アンケート調査について、調査の目的等に応じ、該当する簿冊名に編集すること、保存年限は5年間とすることなど、その取扱いを詳細に示しており、道立学校においては、この規定に基づき、適切に管理がなされるものと認識している。

イ 道立学校の教職員における公文書管理の責務

学校文書管理規程において、校長は、道立学校における公文書の管理を総括し、その適正かつ円滑な運営を図らなければならないとされていた。

また、文書主任である事務長等は、保存期間が満了した文書について、毎年6月末日ま

で廃棄文書一覧表を作成し、校長の決定を受けて廃棄するものとされていた。

教頭については、その職に関する個別の規定はないが、教頭を含めた職員全員の責務として、道立学校の職員は、公文書の取扱いを的確かつ迅速に行わなければならないと定められており、教頭が複数配置されていても同様であった。

ウ 教育庁における公文書管理の責務

北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、所管機関である道立学校の職員に対する指揮監督権を有しており、教育長訓令で、学校文書管理規程を定めていることから、教育庁は各道立学校に対し、公文書の適正な管理を指導する責務を有していた。

エ 全校アンケートの廃棄が生じた原因

廃棄の発生原因は、教頭Cの裁判における次の陳述によるものと考えている。「当時の私は、全校生徒アンケートは転記済みであったこと、アンケートについては保存期間があるとは考えていなかったことから、教頭Bに引き継ぐ書類ではないと考えましたが、念のため教頭Bに廃棄について確認することとしました。私が教頭Bに、「アンケートは転記してあるのですが、捨ててもいいでしょうか」という旨の相談・確認をしたところ、教頭Bから「廃棄しても良い」という旨の回答がありました。」

オ 道教委における公文書管理の指導

教育庁及び教育局の職員については、仮に、学校からアンケート用紙の処分、廃棄の可否について照会があった場合は、規程等を確認の上、学校文書管理規程に基づき処理するよう指導・助言していたと考えられるが、当時、学校からの照会等はなかった。

本件生徒が自殺した平成25年（2013年）3月3日からアンケートが廃棄された平成26年（2014年）3月27日までの間において、道教委として、道立学校の校長や教頭に対し、アンケートの取扱いや公文書の適正管理等に関して通知を发出するなどの指導や注意喚起は行っていなかった。

道教委では、平成26年（2014年）10月及び平成27年（2015年）9月に、生徒の遺族による全校アンケートの回答原本に係る開示請求に対し、不存在通知を行う事態となったことを受け、平成28年（2016年）3月以降、次の措置を講じている。

- (ア) 各道立学校に対し、公文書の適正な保存や廃棄に係る留意事項、アンケートの保存期間に係る取扱いを通知したこと。
- (イ) 道教委が作成した「いじめアンケート調査」に関する指導資料においても、調査票が公文書に該当する旨明記して通知したこと。
- (ウ) 校長会議や事務長会議等において公文書管理に関する注意喚起を実施したこと。
- (エ) 各種研修会において公文書管理の規程等を説明したこと。
- (オ) 平成29年（2017年）以降、年1回、各道立学校の管理職員による文書管理状況の職場一斉点検を実施したこと。

なお、道立学校の教職員が、学校文書管理規程に基づく適正な手続を経ずにアンケートを廃棄する事案が発生した場合は、事実確認等を行った上で、関係職員に対し処分等を行うこととなる。

(6) 札幌高等裁判所の判決言渡しによる損害賠償金の支出について

ア 札幌地方裁判所、札幌高等裁判所の判決について

一審判決で認められた原告の損害としては、「教頭Cが全校アンケートの回答原本を廃棄してしまった結果、原告は、全校アンケートの回答結果の中に本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれているか否かを確認する機会を失ったのみならず、全校アンケートの回答結果の中に、本件生徒に対するいじめなど、被告にとって不利益な事実が記載されていたのではないかと疑念を抱かされ、無用かつ多大な精神的苦痛を受けた。」というものである。

なお、札幌高等裁判所令和元年（ネ）第189号損害賠償請求控訴事件（以下「控訴審」という。）の判決では、「控訴人の損害」について、原判決から新たに示された点はない。

イ 損害賠償金の額及び支出年月日

損害賠償金に関し、一審判決では、「被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成28年3月25日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。」とされ、控訴審判決では、「原判決は結論において正当」とされている。

ウ 上告受理申立てをしなかった理由

控訴審判決に対する上告受理申立てについては、次の理由により行わないこととした。

(ア) 一審に引き続き、控訴審においても、顧問教諭の指導は自殺を回避すべき義務に違反するものとはいえないと認定をされたこと。

(イ) 全校アンケートの回答原本を廃棄したこと自体は事実であると、道としても認めていること。

(ウ) 控訴審判決の結論は、一審判決と同様であり、一審においても控訴していないこと。

なお、上告受理申立てを行わないことについて、令和2年（2020年）11月16日付けで教育長決定し、同月18日開催の教育委員会の会議で報告している。

(7) 全校アンケートの回答原本の廃棄に係る処分について

ア 道教委における人事処分に係る規程等について

教職員に非違行為があったと校長が判断した場合、校長は、「学校職員にかかる事故報告の手続」（昭和42年7月12日付け教職第3057号教育長通達）に基づいて、事故報告書を作成し、教育庁総務課（当時は教職員課）に提出することとされていた。総務課（当時は教職員課）は、学校から提出された事故報告書の内容について、非違行為があるとされた職員への事情聴取を行うなど事実確認を行い、その後、職員賞罰等審査委員会設置規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号）に基づき設置されている職員賞罰等審査委員会での審査に必要となる説明資料を作成し、職員賞罰等審査委員会において審査を行い、その結果を教育長に報告する。その結果、非違行為があるとされた職員を地方公務員法（昭和25年法律第261号）で定める懲戒処分に付することが相当との判断に至った場合、教育委員会の会議に付議をすることとなる。

職員賞罰等審査委員会の構成員は、分限処分、懲戒処分及び退職手当に関する処分につ

いては、「教育部長、学校教育監及び教育職員監、本庁の局長及び担当局長」となる。職務上の行為に係る損害賠償及び当該損害賠償に係る求償権の行使については、「教育部長、学校教育監及び教育職員監、総務政策局長及び教職員局長、総務課長、総務課担当課長及び当該案件の関係課長」となる。

職員賞罰等審査委員会は、次の事項について、審査を行うこととされている。

- (ア) 北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第9号）による表彰者の選考
- (イ) 地方公務員法及び北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）の規定に基づく分限処分
- (ウ) 地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分
- (エ) 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の規定に基づく処分
- (オ) 職務上の行為に係る損害賠償及び当該損害賠償に係る求償権の行使

イ 処分対象者への求償について

- (ア) 求償の審査手続

道立学校その他の所管機関の職員並びに県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条の規定により報酬等を道が負担している教職員をいう。以下同じ。）に関し、職務上の行為に係る損害賠償が発生し、第三者に損害賠償する場合、職員賞罰等審査委員会において、損害賠償の原因となった職員の行為における故意又は重大な過失の有無を審査し、故意又は重大な過失があり求償権の行使が必要と認められる場合は教育長に報告し、教育長が当該職員に求償することを決定する。なお、求償割合等については、道教委において職員に対し求償した例がないため明言できないが、弁護士や知事部局に相談するなどして決定することを想定している。

- (イ) 教育庁における求償の判断基準

教職員への求償の決定に当たっては、職員賞罰等審査委員会において、損害賠償の原因となった教職員の行為において、故意又は重大な過失があったか否かを審査することとなるが、その際、故意又は重大な過失のあったことが客観的に認められることが、判断の要素になるものと考えている。

- (ウ) 職員賞罰等審査委員会に求償を付議する要件

全校アンケートの回答原本を廃棄した教頭Cに対する損害賠償金の支出に係る求償権の行使については、裁判において損害賠償が確定したことを受け、裁判において証拠採用された教頭Cの陳述、その後の控訴審判決において、全校アンケートの回答原本の廃棄が、「組織的に真相を隠蔽したなどの事実を認めるに足りる証拠もない。」と示された。全校アンケートの回答原本の廃棄について、求償権の行使について審査する審査委員会は開催しなかった。

- (エ) これまで教育庁において求償した事例等

少なくとも過去20年間に於いて、道教委として教職員に求償した事例はない。

(オ) 全校アンケート調査結果の廃棄に係る求償付議の有無

損害賠償金の支出に係る求償権の行使に関しては、損害賠償が確定した後でないと審査できないため、裁判において損害賠償が確定したことを受け、裁判において証拠採用された教頭Cの陳述として「当時の私は、全校生徒アンケートは転記済みであったこと、アンケートについては保存期間があるとは考えていなかったことから、教頭Bに引き継ぐ書類ではないと考えましたが、念のため教頭Bに廃棄について確認することとしました。私が教頭Bに、「アンケートは転記してあるのですが、捨ててもいいでしょうか」という旨の相談・確認をしたところ、教頭Bから「廃棄しても良い」という旨の回答がありました。その後、私は午後4時頃、談話室にあるシュレッダーにより全校生徒アンケートを廃棄しました。」と示されたこと、及び控訴審判決において、全校アンケートの回答書原本の廃棄が、「組織的に真相を隠蔽したなどの事実を認めるに足りる証拠もない。」と示されたことから、全校アンケートの回答原本の廃棄については、過失はあったものの故意又は重大な過失があったとは認められないため、求償権の行使について審査する職員賞罰等審査委員会は開催しなかった。

ウ 教員に対し求償しないことと判断した考え方について

昭和32年7月9日最高裁判所判決にあるとおり、重大な過失とは、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」とされており、本件にあつては、裁判において、教頭Cが前記イ(オ)のとおり陳述していることから、判決で示された「無用かつ多大な精神的苦痛を受けた」という違法有害な結果が生じることをたやすく予見することは困難であるため、ほとんど故意に近い著しい注意欠如があったものとは考えていない。

5 実地監査

令和3年(2021年)12月27日、令和4年(2022年)1月5日及び同月6日に、教育庁、石狩教育局及び本件高校において、全校アンケート調査及び遺族への対応、全校アンケートの回答結果の廃棄に係る教員等の処分、損害賠償請求訴訟の判決確定による損害賠償金の支出等の事務について実地監査を実施した。

6 関係人調査

(1) 法第199条第8項の規定により、次のとおり関係人調査を行った。アないしエの4名については、生徒の遺族対応における役割、対応状況、全校アンケートの回答原本の管理への関与状況等について聴取し、オについては、生徒の遺族への対応について石狩教育局としての関与状況、当時のいじめアンケート用紙の管内学校の保管状況の認識等について聴取した。

ア 本件高校校長(当時)校長A 実施日:令和4年(2022年)1月14日

イ 本件高校教頭(当時)教頭B 実施日:同月12日

ウ 本件高校教頭(当時)教頭C 実施日:同月13日

エ 本件高校教諭生徒指導部長(当時)生徒指導部長D 実施日:同月12日

オ 石狩教育局教育支援課指導主事(当時)指導主事E 実施日:同月14日

(2) 上記関係人調査（聴取）の主な説明内容は、次のとおりであった。

ア 校長A

月命日には生徒の遺族の下へ行っていた。本件自殺から全校アンケートの回答原本の廃棄までの間に、生徒の遺族から全校アンケートの回答原本を見たいと求められた記憶はない。もし求められていたら、当然石狩教育局に相談していた。全校アンケートの回答原本については、一枚一枚手に取って見たことはない。金庫を開けて山となっているものを見ただけである。全校アンケートについては、教頭から報告を受けて内容を把握していた。転記した資料は、原本に書かれたものを全て一言一句書き写したものであるとの報告を受けていた。廃棄手続には関わっておらず廃棄の状況は全く分からない。

本件高校在任中に、公文書の実際の廃棄手続に関わったことはなく、廃棄起案にも関与していない。山と積まれているものと思っていた。在任中、公文書管理に関する教員への指示等について、全て網羅して管理していたとはいえない。異動の際に、後任校長に文書引継ぎをしているが、全校アンケートの回答原本廃棄に関わる詳細な引継ぎはしていない。

イ 教頭B

本件自殺のあった翌4月に、本件高校に教頭として赴任した。生徒の遺族との面談は校長及び二人の教頭の三人で行うようにしており、本件自殺当時在校していなかったこともあって、面談時の状況を記録する役割を担当していた。生徒の遺族とは何十回お会いしたか分からないが、部員アンケートの内容を聞かれていたもので、全校アンケートの結果については説明を求められたことはない。部員アンケートについては、私も教頭Cも、生徒の遺族にお見せした方が納得するのではないかと何度も校長に言って、校長もその都度石狩教育局に確認したが、石狩教育局から望ましくないとされた。アンケートには個人名が記載されており、黒塗りしてもこれは誰々と分かってしまうので、石狩教育局がプライバシー上見せられないとしたことはやむを得ない。

全校アンケートの結果については、私も教頭Cも特に気になる点はなかった。全校アンケート廃棄までに、全校アンケートの内容について生徒の遺族から求めはなかった。全校アンケートの廃棄によって、生徒の遺族の求めに応じられなくなるという認識はなかった。

全校アンケートの回答原本の保管は、教頭Cが行っていた。私自身は原本を見たことはなく、いつもデータを見ていた。異動が決まった教頭Cから全校アンケートの回答原本をどうしますかと聞かれ、具体的な言葉は覚えていないが、捨ててよいという趣旨の答えをしてしまい、教頭Cがシュレッダーかけますねと言ったのを止めなかった。このことは忘れていて半年くらい後に弁護士から質問されて思い出した。私としては、全校アンケートという用紙ではなくデータの方を指す頭になってしまったので、上記のような対応になってしまったと思う。

ウ 教頭C

生徒の遺族対応は、校長と教頭二人の三人のうち複数で行うようにしており、平成25年（2013年）3月は複数回、その後は、基本的には月命日に生徒の遺族の家庭を訪問してい

た。全校アンケートを見せてほしいと生徒の遺族が話した場面には同席しておらず、それは後から、教頭Gが言われていたということを知った。同年3月24日に全校アンケート結果の説明に生徒の遺族を訪問した際、個人情報黒塗りした全校アンケートの写しを持参していたが、石狩教育局からは、全校アンケート原本をそのまま見せるのは適切でないと言われていたこともあり、校長が説明で全校アンケートを持参していることについて触れなかったので口を挟むことではないと思ひ、持参していることは言わず、見せずに持ち帰った。見せても困るような内容ではなかった。

部員アンケートの結果についても、生徒の遺族に説明はしているが、石狩教育局からの指示で、個人名が書かれているため名前を出して説明できなかった。部員アンケートの回答原本については枚数が20枚程度なこともあり、本件自殺に関する書類を綴っているファイルにそのまま綴ってあった。

全校アンケートについては600枚以上あって、そのうちの一部に記載があり、記載については全部転記してあったので（転記は、本件高校の生徒指導部長Dに指示をしてやってもらった。その後の生徒への確認作業のために必要だと考えた。）、異動の際に自分のロッカーに保存してあったものをシュレッターにかけた。シュレッターにかける前に教頭Bに一応聞いておこうと思って一言聞いて確認した。保存期限があるという認識はなかったし、転記してあるので廃棄しても問題ないと思っていた。転記したものを含め、生徒の遺族対応のフォルダは教頭Bと共有していたので、原本は廃棄するが転記したものはサーバーに保存しているということを教頭Bには具体的には説明しなかった。

本件高校において毎年実施していた、いじめアンケートの回収後のアンケート用紙をどう保管・廃棄していたかは知らない。本件高校に在籍していた当時も、次の異動先の高校でも、いじめアンケートの保管・廃棄に関与していなかった。本件高校の生徒指導部が保管していたものと思う。平成28年（2016年）3月以降は、研修会などで5年の保存文書だとの指導がされたので、その後は変わったと思う。

エ 生徒指導部長D

生徒の遺族対応については校長と両教頭が担当していたので、基本的に行っていない。一度、教頭Gと家庭訪問して話したことはある。

部員アンケートも全校アンケートも、私が転記を行った。教頭から指示があったのか、いつもの業務の流れで行ったのか記憶が定かではない。全校アンケートについては、ほとんどが「何も知らない」、「わからない」という記述しかなく、これらは転記を省いた。その他の文章で書いてあったものについては、漢字か平仮名か、誤記も含め、書いてあるままに転記した。転記したデータは校内LANの生徒指導フォルダの中に保存していた。全校アンケートの用紙そのものについて管理方法、廃棄について誰からも相談を受けておらず、関わっていない。教頭に渡していたと思う。

平成23年（2011年）から毎年実施していたいじめアンケートについては、その用紙は本件高校の生徒指導部で管理しており、担任がアンケートを取り、副担任がチェックをして指導部に上がってきて、指導部でロッカーに入れて年度末まで保管し、年度末には廃棄し

ていた。当時は5年保存文書との認識はなく、相当な量になるので、年度末にいろいろな文書と一緒に誰にも確認を取らずにシュレッダーにかけていた。本件高校を離れ、教頭になってから2年目の平成26年度（2014年度）に教頭会議で聞いたか、通知文で見たかして、記入後のアンケート用紙が5年保存文書だと認識した。本件高校在籍中は、教育局からアンケートが5年保存文書に当たるとの指導や通知を受けた記憶はない。

オ 指導主事E

平成24年（2012年）4月から平成26年（2014年）3月まで、石狩教育局教育支援課高等学校教育指導班の指導主事だったので、本件自殺の調査及び生徒の遺族対応について本件高校と連絡を取り、必要に応じて教育局としての指示を伝えていた。本件高校側から相談を受けた中で、アンケートについては、そのものを直接生徒の遺族に示すのは控えた方がいいと助言していた。私自身はアンケートの回答原本そのものを見たことはないし、保管及び廃棄について裁判になるまでは報告も受けていなかった。

平成25年（2013年）当時は、年2回行われているいじめアンケートの回収したアンケート用紙について保管すべき公文書に当たるという認識は管内の各学校ではなかったと思う。当時、割と大きいいじめ案件を担当したことのあった私の上司でも認識していなかったと思われるので、おそらく一般的に教育局内、教育庁内でも同様だったと思う。管内の学校からアンケート用紙がどんどんたまっていくけれどもどうしたらいいかといった照会もなかった。学校文書管理規程の「生徒事故報告」という分類に当たることから保管が必要だとの通知が平成28年（2016年）に出ているが、担当ではないので憶測となるが本件の廃棄をきっかけにこの通知が出たのではないかと思う。この通知までは多くの学校では回収後のアンケート用紙がこれに当たるとの認識はなかったと思う。今現在はかなり周知されており、現在勤務する高校でも、簿冊に綴り、何年度保管と背ラベルを貼り、生徒の入室できないところで保管をしている。5年経過したものを廃棄するというも行われている。

第4 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

令和2年（2020年）11月13日に札幌高等裁判所が道に損害賠償金の支払を命ずる判決を言い渡し、道が損害賠償金を公金から支出したことについて、道が関係教職員に対し損害の補填を求めていることは違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとして、道に必要な措置を講ずるよう求めていることについては、これを棄却する。

請求人のその他の請求については、これを却下する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 全校アンケートの実施

ア 生徒の自殺の発生

本件生徒は、平成25年（2013年）3月3日に本件自殺により死亡した。

イ 生徒の自殺が起こった際の背景調査についての通知

文科省は、万が一児童生徒の自殺事案が起きたときに、その後の自殺防止に資するため、当該生徒が自殺に至るまでに起きた事実について調査するだけでなく、できる限りそれらの事実の影響について分析し、自殺防止のための課題について検討するよう、各都道府県教育委員会教育長等に対し、平成23年通知を発出している。

また、平成23年通知には、調査指針が添付されている。

背景調査の手順としては、

- a 「初期調査」として、管理職員等が教職員や亡くなった子どもと関係の深い子どもへの聞き取りを行う。
- b 「初期調査」の経緯を遺族に説明し、今後の調査について遺族と協議を行う。
- c 「初期調査」の結果、学校要因の可能性があれば、子どもへのアンケート調査や一斉聞き取りを含む「詳しい調査」を行う。

こととされている。

また、調査で収集した情報は、聴取内容の文字起こしやアンケート内容の整理により、その他の調査で収集した情報と総合的に分析し、結果を遺族に説明することとされている。

遺族に対する調査結果の説明について、調査指針では、アンケートの結果を含む分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、そのまま公表したり、遺族に情報提供したりすることは調査の客観性や中立性を損ないかねないことから、遺族へは、必要に応じてその都度、調査の状況について説明するとともに、調査結果について様々な資料を分析評価した上で、その時点で伝えられることを遺族に説明することとされている。

ウ 自殺の背景調査に係る学校の初動対応

本件自殺が発生した当時、本件高校は、本件自殺の背景調査について、平成23年通知に基づき、対応したことが認められる。教育庁は、本件高校が行った本件自殺の背景調査については、調査指針に基づき行われたと認識したことが認められる。

エ 全校生徒を対象としたアンケートの実施

(ア) 実施した経緯

本件高校において、本件自殺直後に、部活に所属する生徒に対し、「初期調査」としてアンケート（前述の「部員アンケート」。）を行った。

その後、「詳しい調査」として、平成25年（2013年）3月8日に、職員会議で、全校生徒（3年生は既に卒業していたため、1年生及び2年生）を対象としたアンケート（前述の「全校アンケート」。）を実施することを検討した。

同日、当時の教頭らが生徒の遺族宅を弔問し、「初期調査」後の経過について、生徒の遺族に対し「いじめ、体罰に関する情報はない。」と説明した。

また、全校アンケートの実施について生徒の遺族の意向を確認した結果、生徒の遺族は実施について承諾し、「その結果を見たい。」と述べた。

全校アンケートを実施することについては、職員会議における検討と生徒の遺族への確認結果を踏まえ、調査指針に基づき、当時の校長Fが決定した。

(イ) 実施した時期等

本件高校において、平成25年（2013年）3月11日、1年生及び2年生に対し、学級ごとに朝のショートホームルームの時間に全校アンケートを実施した。調査項目は、本件生徒の様子に関わる項目として、「3月3日当日の状況について、知っている情報」及び「以前から気になる兆候」の二点とし、自由記述で回答する形式で行った。

実施に当たって、各学級で共通した説明を行うため、各学級担任の教員らが、自殺当日の状況や以前から気になる兆候の二点について、アンケート用紙に記載された文面を読み上げた。

同日、各学級担任の教員らが、全校アンケートの回答原本を回収し、職員室において、教頭Cに全校アンケートの回答原本を手渡した。

(ウ) 結果の取りまとめ

全校アンケート実施後、教頭Cから生徒指導部長Dに対し、「生徒から具体的な回答があった文面を全て転記し、クラスごとに整理すること」と指示し、生徒指導部長Dは、その指示どおり整理した。

転記された全校アンケートの回答結果によれば、15名の生徒から、本件生徒がいじめられていた、あるいは、悩んでいるように見えたなどの回答があったことから、平成25年（2013年）3月11日から同月18日にかけて、これらの生徒に対して個別の聞き取り調査を実施した結果、いずれも伝聞や推測、友人間のトラブルに関するものであって、本件生徒に対するいじめがあったことを具体的に示す事実は確認されなかった。

また、聞き取り調査の結果を含め、全校アンケート結果の記録については作成されている。

なお、裁判において、「生徒指導部長Dにおいては、全校アンケートの実施直後に、その回答内容を整理した書面を作成した。その後、同書面に確認事項等を追記した書面も作成されている。」と事実認定され、回答内容を整理した書面及び同書面に確認事項等を追記した書面は、裁判所に書証として提出されていた。

(エ) 全校アンケート結果の保存・管理

教頭Cは、その後の行動について次のとおり裁判で陳述している。「平成25年3月11日に実施した全校生徒アンケートについては、私から生徒指導部長Dに指示し、生徒から具体的な回答があった文面を全て転記し、クラスごとに整理してもらいました。」「当時私と教頭Bは1つのロッカーを上段と下段に分けて使用しており、下段は私が使用していました。下段には全校生徒アンケートの原本が保管されていました。」

また、全校アンケートの内容が転記されたものについて、全校アンケートの回答原本の内容が正確に書き写されているか、教頭Cが自分自身で確認をした旨、裁判で証言している。

(2) 全校アンケート結果についての生徒の遺族への説明等

教育庁は、全校アンケートは、調査指針に基づき、「詳しい調査」として実施しており、

自殺に至るまでに起きた事実の把握や自殺の原因の考察、そのことを踏まえた学校における自殺防止の取組を整理するとともに、それらの調査結果を遺族に説明することをもって、目的が達せられたと認識している。

全校アンケートの調査結果について、本件高校の教員らが生徒の遺族に説明及び対応を行った主な経緯については、次のとおりであった。

年月日	内 容
平成25年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩教育局指導主事Eは、教頭Cに「憶測等の情報も含まれている可能性があるアンケート原本をそのまま検証や整理もしない状況で生徒の遺族に見せることは適切でない。」と指示した。 ・校長F、教頭G及び教頭Cが生徒の遺族宅を弔問した際、校長は「アンケートについては確認中であり、21日か22日にお見せできるよう対応している。」と説明した。 ・校長Fの発言の趣旨は、アンケートの結果を確認の上、総合的に分析し、その結果を生徒の遺族に示すというものであり、個々の生徒が記入したアンケートそのものを見せることではなかった。
平成25年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・校長F、教頭Cは、生徒の遺族宅を弔問した際、アンケートの調査結果として、教頭Cは、生徒の遺族に対し、「アンケート結果等を踏まえ、部活内での人間関係を始め、部活外での人間関係、健康、学業、家族など、様々な不安や心配ごとを抱えていたこと」などについて説明した。 ・説明後に、生徒の遺族から説明原稿の提供を求められた以外、特に要望や意見はなかった。
平成25年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の遺族が本件高校を訪れた際、教頭B、教頭C及び教諭Hは、アンケートの結果の状況と内容等について質問を受けた。
平成25年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭B及び教頭Cが、アンケート結果等を踏まえ、アンケートの結果の状況と内容等について再度説明した。
平成26年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の遺族から、学校が本件自殺後に行ったアンケートの内容及び結果が分かる資料について個人情報開示請求があった。
平成26年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを取りまとめた結果について、生徒の遺族に個人情報一部開示決定通知を行った。
平成26年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の遺族代理人弁護士と校長A、教頭Bらが意見交換を行った。 (意見交換内容の抜粋) ・弁護士質問「アンケートについて現物はあるのか、現物を開示してもらえないのか。校長は現物を見ましたか。」 ・回答(校長A)「私は現物を見ていない。」 ・回答(教頭B)「アンケートはすべてある。」
平成26年10月3日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・校長Aは、9月30日の意見交換後間もなくアンケートの回答原本が廃棄されていた事実を把握し、10月3日頃生徒の遺族代理人弁護士らに対し、アン

	ケートの回答原本が廃棄されていたことを電話で報告し、謝罪した。
平成26年10月8日	・生徒の遺族から、アンケートの現物コピーについて個人情報開示請求があった。
平成26年10月9日	・校長Aから生徒の遺族代理人弁護士らに通知を発出した。その内容は「全校アンケートにつきまして喪失しておりましたことを、重ねてお詫び申し上げます。」であった。
平成26年10月23日	・アンケートの現物コピーは廃棄処分済みのため、生徒の遺族に不存在通知を発出した。
平成26年10月24日	・生徒の遺族代理人弁護士らから校長Aに文書で照会した。「全校アンケートについて、廃棄の時期、経緯等につき教示していただきたい。」
平成26年11月10日	・校長Aから生徒の遺族代理人弁護士らに、「廃棄の時期、経緯等」について文書で回答した。
平成27年8月27日	・生徒の遺族から、アンケートの現物コピーについて個人情報開示請求があった。
平成27年9月7日	・アンケートの現物コピーは廃棄処分済みのため、生徒の遺族に不存在通知を発出した。

調査指針では、調査で得た資料（分析評価前の資料）の取扱いについて、分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、それをそのまま公表したり、そのままを遺族に情報提供したりすることは調査の客観性や中立性を損ないかねず、また、断片情報の集合になるため、偏っていたり重要な情報が抜けていたりすることもあるため、他の調査結果と摺り合わせた上で総合的な分析評価が不可欠であるとされている。

また、遺族へは必要に応じてその都度、調査の状況について別途説明する必要があり、調査の実施主体が様々な調査結果を総合的に分析評価した上で、その時点で伝えられることを遺族に説明することとされている。

なお、平成25年（2013年）3月11日に全校アンケートを実施してから、平成26年（2014年）3月27日に全校アンケートの回答原本が廃棄されるまでの間に、生徒の遺族から、全校アンケートの結果を見たいとの求めはあったが、全校アンケートの回答原本を見たいという求めがあったとは認められなかった。

（3）学校が生徒の遺族の求めに対応した内容等

上記（2）のほか、学校が生徒の遺族から説明を求められたこと及びその対応の主な経緯については、次のとおりであった。

年月日	内 容
平成25年3月15日	・生徒の遺族から、教諭I（部活顧問）が生徒K等から何を聞いていたのか質問があった。

平成25年3月16日	<p>・生徒の遺族宅において、教諭 I（部活顧問）が生徒Kと生徒Lから聞いていたのは、「本件生徒が『本件生徒と生徒Jが交際している』と話していた」という内容である旨回答した。</p>
平成25年3月21日	<p>・生徒の遺族から、教諭 I（部活顧問）による指導内容について質問するとともに、生徒Kと生徒Lの発言の意図について直接聞きたいという要望があり、学校は、生徒K及び生徒Lに直接聞きたいという要望に対しては、本人・保護者の承諾なく会わせることはできないので、学校が生徒から聞き取り、代わりに伝えることを伝えた。</p>
平成25年3月24日	<p>・平成25年（2013年）3月21日に質問された教諭 I（部活顧問）の指導内容について、生徒の遺族宅において、教頭Cが、生徒のアンケート結果から分かったことを説明する際に生徒の遺族に説明した。</p> <p>なお、説明後、生徒の遺族は、本件生徒と生徒Jが交際していたことを、教諭 I（部活顧問）が生徒Jに確認した時期について質問し、教頭Cは2月末頃と回答した。</p>
平成25年4月から 同年8月まで	<p>・生徒の遺族から、教諭 I（部活顧問）の指導内容の確認及び関係生徒（生徒J、生徒K及び生徒L）に直接会って質問したいという要望が繰り返しあり、その都度、学校が回答した。</p>
平成25年5月5日	<p>・生徒の遺族は、弔問に来た管理職に対し、自殺の原因及び教諭 I（部活顧問）の対応について質問し、学校はその場で原因は特定できないこと、学校として可能な限り丁寧に対応することを回答した。</p>
平成25年5月17日	<p>・生徒の遺族は、教諭 I（部活顧問）の指導内容について校内記録等の資料の送付を依頼した。学校は、文書の送付は開示請求の手続きが必要になり、黒塗りになる部分が多くなる可能性が高いことから、後日、生徒の遺族宅を訪問して説明することを伝え、生徒の遺族は了承した。</p>
平成25年5月20日	<p>・学校は、生徒の遺族宅において、教諭 I（部活顧問）の指導内容について説明した。</p> <p>・生徒の遺族は、生徒K及び生徒Lの具体的な発言内容について質問し、学校は、関係生徒の中に情緒的に不安定な生徒もいることから、直接聞ける状況ではないことを説明した。</p>
平成25年5月21日	<p>・生徒の遺族は、再度、生徒Kの具体的な発言内容を確認するよう学校に要望し、学校は、現段階では直接確認できないことを、再度回答した。</p>
平成25年5月28日	<p>・生徒の遺族は、再度、生徒Kの具体的な発言内容について質問し、学校は、把握している情報を回答した。</p>
平成25年6月4日	<p>・生徒の遺族は、生徒K及び生徒Lが、誰にどこまで話をしているのか、学校に質問し、学校は、資料を確認したが分からないと回答した。</p>
平成25年8月19日	<p>・生徒の遺族は、教諭 I（部活顧問）に、部活の行事の協賛依頼の在り方について要望し、学校は生徒の遺族の要望どおりに対応した。</p>

平成25年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の遺族は、学校において、平成25年（2013年）3月に実施したアンケート結果の状況と内容、教諭I（部活顧問）の指導内容、生徒K及び生徒Lの発言内容、教諭I（部活顧問）が警察から聞かれた内容などについて学校に質問するとともに、生徒の遺族が生徒J、生徒K及び生徒Lと直接話をする事、教諭I（部活顧問）と会うことを要望した。 ・学校は、質問への回答は後日することとしつつ、生徒J、生徒K及び生徒Lに話を聞くことは難しいこと、教諭I（部活顧問）と会う機会を設定することは可能であることを伝えた。
平成25年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、生徒の遺族宅において、平成25年（2013年）9月12日の生徒の遺族の質問について、記録資料に基づき説明した。
平成25年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の遺族は、教諭I（部活顧問）と面談し、生徒K及び生徒Lの発言内容や指導内容について質問し、教諭I（部活顧問）が生徒J、生徒K及び生徒Lに聞き取った内容や指導の方針、部活動の在り方について回答した。
平成25年4月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の遺族は、同年4月以降も、本件高校に対し、同年3月2日指導に至る経緯等の様々な疑問点について説明を求めていたところ、これに対して本件高校は、その都度、必要に応じて道教委の助言を受けながら相当と判断する範囲で説明を行うなどの対応を行っていた。

（4）全校アンケートの回答原本の廃棄

ア 廃棄した時期及び手続

教頭Cは、平成26年（2014年）4月に他校に異動することから、全校アンケートの回答原本を保管していたロッカーの書類整理を行っていたところ、同年3月27日午後4時頃、談話室にあるシュレッダーにより全校アンケートの回答原本を廃棄した。教頭Cは、生徒指導部長Dに指示し、全校アンケートの回答結果のうち具体的な記載があったものは全て転記させていたこと、具体的な回答を記載した15名の生徒に対して、個別に聞き取りを行い記録していたこと、アンケートについて保存期間があるとの認識がなかったことから、廃棄により生徒の遺族からの求めに応じられなくなる可能性があるとは認識しなかったものであり、このため、全校アンケートについては、教頭Bに引き継ぐ書類ではないと考えたが、念のため教頭Bに廃棄について確認し、教頭Bに、「アンケートは転記してあるが、捨ててもよいか。」という旨の相談及び確認をしたところ、教頭Bから「廃棄しても良い。」という旨の回答があった。この際に校長には相談しておらず、全校アンケートの回答原本の廃棄については教頭Cと教頭Bの二人で決定した。

イ 教育庁における廃棄の覚知

（ア）石狩教育局

平成26年（2014年）10月4日、石狩教育局教育支援課高等学校教育指導班は、本件高校の校長Aから電話を受け、全校アンケートの回答原本が廃棄されている事実を知った。校長Aが電話で報告した内容は、「昨日3日に送付した資料（同年9月30日に校長と生

徒の遺族代理人弁護士らが意見交換を行った際の記録)の内容に誤りがあった。弁護士との意見交換の際、教頭Bは「生徒に取ったアンケートの実物がある。」と回答したが、実際にはなかった。本日、教頭Bに再度確認したところ、アンケートの実物は、教頭Bと教頭Cがシュレッターで処理していることが分かった。ただし、アンケートの内容を書き写した資料はある。」というものであった。

(イ) 教育庁

同年10月8日に、生徒の遺族から開示請求がなされ、同月23日付けの本件高校の不存在通知書の写しが教育庁総務課に送付された際に、担当者が初めて本件高校において全校アンケートの回答原本が廃棄されたことを知った。

(5) 全校アンケートの回答原本の廃棄が生じた原因

ア 道立学校における公文書の管理

道立学校における公文書の管理については、全校アンケートの回答原本の廃棄が生じた平成26年(2014年)3月27日当時、学校文書管理規程を始め、文書管理に関する通達、通知等において、公文書の保管等の方法や廃棄手続などの取扱いが定められていた。

公文書とは、道立学校が作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該道立学校が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。

公文書については、その所在を常に明確にし、かつ、検索を迅速に行うことができるよう、文書編集保存分類表の分類項目に従って編集するとともに、文書編集保存分類表の簿冊名ごとに定められた保存期間が満了するまで適正に保存することとされている。

また、公文書は、保存期間満了前に廃棄できず、保存期間が満了した文書を廃棄する場合は、必ず、廃棄文書一覧表を作成の上、校長の決定を受けなければならないこととされている。

イ 全校アンケートの公文書該当性

全校アンケートは、本件生徒の自殺に関し、自殺前の状況を把握するために当時の校長Fの指示でアンケートを実施したものであることから、公文書に該当するものであり、文書編集保存分類表の「児童(生徒)事故報告」の関係文書として、5年間保存することが必要とされていたが、本件高校において、全校アンケートの回答原本が公文書として取り扱われることはなかった。

ウ 道立学校の教職員における公文書管理の責務

学校文書管理規程において、校長は、道立学校における公文書の管理を統括し、その適正かつ円滑な運営を図らなければならないとされており、保存期間が満了した文書の廃棄については、校長が決定するものとされている。

教頭については、学校文書管理規程において、その職に関する個別の規定はないが、教頭を含む職員全員の責務として、「道立学校の職員は、公文書の取扱いを的確かつ迅速に行わなければならない。」と定められており、道立学校に教頭が複数配置されている場合も同様である。

エ 教育庁における公文書管理の責務

教育長は、所管機関である道立学校の職員に対する指揮監督権を有しており、教育長訓令で学校文書管理規程を定めていることから、教育庁は、各道立学校に対し、公文書の適正な管理を指導する責務を有していた。

オ 全校アンケートの廃棄が生じた原因

全校アンケートの廃棄が生じた原因について、裁判において教頭Cは、次のとおり陳述している。「当時の私は、全校生徒アンケートは転記済みであったこと、アンケートについては保存期間があるとは考えていなかったことから、教頭Bに引き継ぐ書類ではないと考えましたが、念のため教頭Bに廃棄について確認することとしました。私が教頭Bに、「アンケートは転記してあるのですが、捨ててもいいでしょうか」という旨の相談・確認をしたところ、教頭Bから「廃棄してもよい」という旨の回答がありました。」

また、教頭Bに対する関係人調査において、教頭Cから相談を受けたときに、全校アンケートの回答原本が公文書であるとの認識がなく、廃棄しても構わないと答えたこと、生徒指導部長Dに対する関係人調査において、全校アンケートの回答原本が公文書であるとの認識がなかったことが認められた。

控訴審判決においては、全校アンケートの回答書原本の廃棄が、「組織的に真相を隠蔽したなどの事実を認めるに足りる証拠もない。」と判示された。

カ 道教委における公文書管理の指導

教育庁及び教育局の職員については、道立学校から生徒に対し行ったアンケートの調査票（回答原本）の廃棄の可否について照会があった場合は、学校文書管理規程等を確認の上、学校文書管理規程に基づき処理するよう指導・助言していたと考えられるが、平成25年度（2013年度）当時、本件高校から照会等があったとは認められなかった。

また、本件生徒が自殺した平成25年（2013年）3月3日から、全校アンケートが廃棄された平成26年（2014年）3月27日までの間において、道教委では、道立学校の校長や教頭に対し、アンケートの取扱いや公文書の適正な管理等について通知を発出するなどの指導や注意喚起を行ったことは認められなかった。

なお、道教委では、平成26年（2014年）10月及び平成27年（2015年）9月に、生徒の遺族による全校アンケートの回答原本についての開示請求に対し、不存在通知を行う事態となったことを受け、平成28年（2016年）3月以降、次の措置を講じた。

- (ア) 各道立学校に対し、公文書の適正な保存や廃棄に係る留意事項、アンケートの保存期間に係る取扱いについて通知した。
- (イ) 道教委が作成した「いじめアンケート調査」に関する指導資料においても、調査票が公文書に該当する旨明記して通知した。
- (ウ) 校長会議や事務長会議等において、公文書管理に関する注意喚起を実施した。
- (エ) 各種研修会において公文書管理の規程等を説明した。
- (オ) 平成29年（2017年）以降、道立学校において、年一回、道立学校の管理職員による文書管理状況の職場一斉点検を実施している。

(6) 損害賠償請求事件

ア 一審

(ア) 当事者等

原告 生徒の遺族

被告 道

提訴年月日 平成28年(2016年)3月1日

(イ) 事案の概要

本件自殺について、生徒の遺族が道に対し、国賠法第1条第1項又は在学契約の債務不履行に基づいて、教員らが①安全配慮義務を怠って、本件生徒に対するいじめを放置し、かえって不適切な指導によって本件生徒を追い詰め、指導後も本件生徒を放置したことにより本件生徒が自殺するに至ったこと、②本件生徒の自殺の原因を調査するために全校生徒を対象に行ったアンケートの回答原本を廃棄するなどして、生徒の遺族に対する調査報告義務を怠ったこと、について損害賠償を求めた。

(ウ) 判決言渡年月日 平成31年(2019年)4月25日

(エ) 判決の概要

主文

被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成28年3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

原告のその余の請求を棄却する。

判決理由の要旨

本件生徒が自殺するに至ったことについて、被告の安全配慮義務違反は認められない。

原告は、本件生徒に対するいじめがあったことを前提として、被告がこれを組織的に隠蔽し、調査報告を怠った旨主張するが、そのような事実は認められない。

しかし、教頭が全校アンケートの回答原本を廃棄してしまった結果、原告はその中に自殺の原因に関する有益な情報が含まれているか否かを確認する機会を失ったのみならず、本件生徒に対するいじめなど、被告にとって不利益な事実が記載されていたのではないかとの疑念を抱かされ、無用かつ多大な精神的苦痛を受けた。

被告による調査報告義務違反による慰謝料の額としては100万円、弁護士費用としては10万円をもって相当と認める。

(オ) 判決への対応

道が控訴を行わないことについて、令和元年(2019年)5月10日に決定し、同月15日に開催された教育委員会の会議で報告した。

なお、原告は判決に一部不服であるため、同月9日、控訴した。

イ 控訴審

(ア) 当事者

控訴人（原審原告） 生徒の遺族

被控訴人（原審被告） 道

(イ) 判決言渡年月日 令和2年（2020年）11月13日

(ウ) 判決の概要

主文

本件控訴を棄却する。

判決理由の要旨

本件生徒が自殺するに至ったことについて、被告の安全配慮義務違反は認められない。

全校アンケートの結果については、回答内容を整理した書面が作成されているけれども、回答原本そのものではないから、生徒の遺族であった控訴人の法律上保護されるべき利益が侵害されたことは否定しがたい。

原判決は結論において正当である。

(7) 道からの損害賠償金の支払

令和2年（2020年）11月13日に札幌高等裁判所から判決が言い渡され、道教委は、顧問教諭の指導は自殺を回避すべき義務に違反するものとはいえないと認定されたこと、全校アンケートの回答原本を廃棄したこと自体は事実であると道としても認めていることなどから、同月16日、上告受理申立てを行わないことを決定し、同月18日に開催された教育委員会の会議で報告した。

損害賠償金について、札幌地方裁判所判決では、「被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成28年（2016年）3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」とされ、控訴審判決では、「原判決は結論において正当」とされた。同年11月28日に判決が確定したことから、道は、同年12月10日、賠償金135万9,221円を生徒の遺族に支払った。

(8) 関係教職員の処分

教職員に非違行為があったと校長が判断した場合、校長は、教育庁に事故報告書を提出し、教育庁は、提出された事故報告書の内容について、非違行為があるとされた職員への事情聴取を行うなど事実確認を行い、その後、職員賞罰等審査委員会設置規程に基づき設置されている職員賞罰等審査委員会での審査に必要となる説明資料を作成し、職員賞罰等審査委員会において審査を行い、審査の結果を教育長に報告することとされている。

また、職員賞罰等審査委員会における審査及び教育長への報告の結果、非違行為があるとされた職員を地方公務員法で定める懲戒処分が付することが適当との判断に至った場合、教育委員会の会議に付議することとされている。

(9) 関係教職員に求償しないことの決定

道立学校その他の所管機関の職員並びに県費負担教職員に関し、職務上の行為に係る損害

賠償が発生し、第三者に損害賠償する場合、職員賞罰等審査委員会において、損害賠償の原因となった教職員の行為における故意又は重大な過失の有無を審査し、故意又は重大な過失があり求償権の行使が必要と認められる場合は教育長に報告し、教育長が当該職員に求償することを決定することとされている。

職員賞罰等審査委員会における審査では、故意又は重大な過失のあったことが客観的に認められることが、判断の要素とされている。

求償権の有無を審査する職員賞罰等審査委員会を開催したことについては、その事実が認められなかった。

また、求償権の有無を審査するために職員賞罰等審査委員会を開催するか否かについて意思決定をした決定書等については、その存在が認められなかった。

2 判断

(1) 本件自殺の背景調査に係る全校アンケートの実施

ア 本件自殺の背景調査の実施

本件高校は、本件自殺が発生した当時、「初期調査」として部員アンケートを行い、その後、本件高校の職員会議において、全校生徒（1年生及び2年生）を対象とした全校アンケートを実施することについて検討した上で、全校アンケートを実施することについて、生徒の遺族に説明し、その意向を確認して承諾を得た。

また、「初期調査」後の経過について、生徒の遺族に対し、いじめや体罰に関する情報がないことを説明した。

全校アンケート実施後、生徒から具体的な回答があった文面については全て転記し、クラスごとに整理した上で、本件生徒がいじめられていた、あるいは、悩んでいるように見えたなどの回答があったことから、これらの記載をした生徒に対し、個別の聞き取り調査を実施した結果、本件生徒に対するいじめがあったことを具体的に示す事実は確認されなかった。

全校アンケートの回答内容を整理した書面及び同書面に確認事項等を追記した書面は、裁判所に書証として提出されていた。

本件自殺が発生した当時、文科省から道教委に対し、児童生徒の自殺事案が起きたときには、その後の自殺防止に資するため、当該生徒が自殺に至るまでに起きた事実について調査するとともに、できる限りそれらの事実の影響について分析し、自殺防止のための課題について検討するよう、平成23年通知が発出されており、その通知には、調査指針が添付されている。本件高校は、本件自殺が発生した当時、平成23年通知に基づき対応し、本件自殺の背景調査については、調査指針に基づき行われたことが認められる。

イ 全校アンケート結果についての遺族への対応

教育庁は、全校アンケートは、調査指針における「詳しい調査」に当たることから、自殺に至るまでに起きた事実の把握や自殺の原因の考察、そのことを踏まえた学校における自殺防止の取組を整理するとともに、それらの調査結果を遺族に説明することをもって、

目的が達せられると認識していた。

また、調査指針では、調査で得た資料（分析評価前の資料）の取扱いについて、分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、そのまま公表したり、そのままを遺族に情報提供したりすることは調査の客観性や中立性を損ないかねないことや、遺族へは必要に応じてその都度、調査の状況について別途説明する必要があり、調査の実施主体が様々な調査結果を総合的に分析評価した上で、その時点で伝えられることを遺族に説明することとされている。

全校アンケートの結果について、前記アのとおり、本件高校は、全校アンケートの実施後、本件生徒がいじめられていたとの回答について、こうした記載をした生徒に対し個別の聞き取り調査を実施しており、本件生徒に対するいじめがあったことを具体的に示す事実がないことを確認したものと認められる。

また、全校アンケートを実施してから、平成26年（2014年）3月27日に全校アンケートの回答原本が廃棄されるまでの間に、生徒の遺族から、全校アンケートの結果を見たいとの求めがあったが、全校アンケートの回答原本の現物を開示することの求めについては、平成26年（2014年）9月30日において、生徒の遺族代理人弁護士と本件高校の校長等との意見交換の際に、同弁護士から示されたものと認められる。この点につき、一審判決では「全校アンケートの回答原本を原告が主張する時期に原告に任意開示することについては、教頭Cらにそのような法的義務があったということもできない」と判示されている。

教頭Cは、平成25年（2013年）3月24日に、生徒の遺族宅を訪問した際に、全校アンケートの結果を含めた調査結果について、生徒の遺族に説明しており、また、同年4月以降の本件高校は、生徒の遺族から、同年3月2日の指導に至る経緯等の様々な疑問点について説明を求められていたが、これに対しその都度、相当と判断される範囲で説明をした。この点につき、控訴審判決では、「本件自殺についてアンケートの実施も含めた関係者に対する調査が実施されており、その結果が控訴人に対して繰り返し説明されていること」、「前記（1）の点（全校アンケートの回答原本の廃棄行為）を除くと、本件高校の教員ら及び指導主事Eらにおいて、調査報告義務に違反したと認めることはできないし、組織的に真相を隠蔽したなどの事実を認めるに足りる証拠もない。」と判示されている。

ウ 全校アンケートの回答原本の廃棄

道立学校において生徒を対象に実施したアンケートの回答原本については、学校文書管理規程に基づき公文書として保存・管理し、廃棄を行うときは、保存期間満了後に校長の決定を受けて廃棄する手続を必要とするものであり、本件高校の教職員らは、このような公文書を適切に保存・管理すべき義務があった。

しかし、本件高校において全校アンケートの回答原本が公文書として取り扱われることはなく、教頭Cは、平成26年（2014年）3月27日、保存期間の満了していない全校アンケートの回答原本を廃棄した。

また、教頭Bは、教頭Cから全校アンケートの回答原本の廃棄について相談を受けたところ、廃棄してもよい旨回答した。この際に校長には相談しておらず、廃棄について教頭

Bと教頭Cの二人で決定した。

全校アンケートの回答原本の廃棄については、学校文書管理規程に違反するものであるとともに、一審判決では、「原告は、全校アンケートの回答結果の中に本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれているか否かを確認する機会を失った」のみならず、「全校アンケートの回答結果の中に、本件生徒に対するいじめなど、被告にとって不利益な事実が記載されていたのではないかとの疑念を抱かされ」と判示している。

(2) 調査報告義務違反による損害賠償

ア 裁判の結果

本件自殺について、生徒の遺族は道に対し、国賠法第1条第1項又は在学契約の債務不履行に基づいて、教員らの安全配慮義務違反及び調査報告義務違反について損害賠償を求める訴訟を提起し、控訴審の判決において、「全校アンケートの結果については、回答内容を整理した書面が作成されているけれども、回答書原本そのものではないから、本件生徒の保護者であった控訴人の法律上保護されるべき利益が侵害されたことは否定し難い。」と判示され、道による調査報告義務違反による慰謝料の額として100万円、弁護士費用として10万円の支払を命じた原審判決が正当であると認められた。

イ 損害賠償

国賠法第1条第1項の規定により、地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって他人に損害を加えたときは、地方公共団体はその損害を賠償する責任がある。本件は、道立学校の教員が、全校アンケート調査票原本について保存期間満了前に廃棄したため、生徒の遺族が原本を確認する機会を失わせたことにより損害を与えたものであることから、同項により、道は生徒の遺族に対し、その損害を賠償している。

(3) 職員に対する道の求償について

ア 求償権行使の要件

国賠法第1条第1項の規定により地方公共団体が賠償した場合、地方公共団体が職員に対し求償権を行使する要件について、同条第2項は、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定し、地方公共団体は、公務員に故意又は重大な過失があったときに、当該公務員に対して求償権を有する旨規定している。

なお、「重大な過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする。」(最高裁判所昭和32年7月9日判決)と判示されている。

イ 道における求償要件の判断について

(ア) 教育庁は、道立学校その他の所管機関の職員並びに県費負担教職員に関し、職務上の

行為に係る損害賠償が発生し、第三者に損害賠償する場合には、教育庁の内部協議機関として設置する職員賞罰等審査委員会に、当該賠償の原因となった教職員の行為における故意又は重大な過失の有無について審査を行わせることとしている。

職員賞罰等審査委員会において、教職員の行為において故意又は重大な過失があり、求償権の行使が必要と認められる場合は、教育長に報告し、当該教職員に求償することについては教育長が決定することとされている。

(イ) 職員賞罰等審査委員会における審査では、故意又は重大な過失のあったことが客観的に認められることが、判断の要素とされている。

求償権の行使を審査する職員賞罰等審査委員会を開催したこと及び職員賞罰等審査委員会を開催するか否かについて意思決定をした決定書の存在については認められなかった。

ウ 道が教職員に対し求償していないことの違法性について

(ア) 道が、教職員に対し求償していないことに違法又は不当性があるかについて、以下、判断する。

(イ) 本件において、全校アンケートの回答原本を廃棄した行為者は教頭Cである。

また、その際、教頭Cから相談され廃棄を了承した教頭Bも、共同行為者との評価が可能である。その他の教職員については、全校アンケートの回答原本の廃棄の行為者とはいえず、そもそも求償の元となる賠償債務を生じさせた原因行為をしたものではなく、求償の対象者足りえない。

(ウ) 教頭C及び教頭Bの両名とも生徒の遺族に損害を与えようと思っていたもの、また、全校アンケートの回答原本の廃棄が生徒の遺族への調査報告義務違反になるものとの認識はなかった。すなわち、故意は認められない。

(エ) 前記1(2)のとおり生徒の遺族への説明を可能な限り行っており、石狩教育局から全校アンケートの回答原本そのものを生徒の遺族に示すことは相当でないとの指示をされていた状況において、そもそも本件生徒に対するいじめがあったことを具体的に示す事実の記載がなかったものとされる全校アンケートの回答原本を廃棄することが直ちに生徒の遺族への調査報告義務違反につながるとは考え難いものであり、教頭C及び教頭Bに、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如があったとはいえない。すなわち、重大な過失は認められない。

また、平成25年(2013年)及び平成26年(2014年)当時は、本件高校においても石狩教育局においても回収後のアンケート用紙が公文書に当たるとの認識がなく、公文書としての管理下に置かれていなかった事実が認められる。回収後のアンケート用紙が公文書に当たるとの認識がなく、実際に公文書としての管理も行われていなかった状況で、教頭C及び教頭Bに、学校文書管理規程違反行為についても、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見

することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如があったとはいえ、学校文書管理規程違反についても重大な過失は認められない。

(4) 結論

以上のことを総合的に勘案すると、全校アンケートの回答原本の廃棄については、生徒の遺族に対し、全校アンケートの回答原本の中に本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれているか否かを確認する機会を失わせたことは認められるものの、本件高校の教員らは、全校アンケートの結果について、聞き取り調査の結果を含め、生徒の遺族に繰り返し説明していること、生徒の遺族から求められた事項に対し、必要な説明に応じていること、全校アンケートを実施してから全校アンケートの回答原本が廃棄されるまでの間において、生徒の遺族から全校アンケートの回答原本を見せることの求めがあったとは認められないこと、全校アンケートの回答原本を生徒の遺族に任意開示することの法的義務があったとは認められないこと、全校アンケートの結果について転記した資料を保存していること、全校アンケートの回答原本が関係者等によって組織的に廃棄されたものであるとは認められないことなどから、請求人が主張する責任を有する者らは、公文書の保存・管理及び廃棄を適切に行わなかった過失は認められるものの、全校アンケートの回答原本を廃棄したことにより生徒の遺族に対し生じた損害の発生に至る過程において、故意又は重大な過失があったとまではいえない。

したがって、道が、請求人の主張する責任を有する者らに対し求償していないことについて、違法性が存するとは認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、関係教職員に対し懲戒処分を講ずること及び公文書の廃棄について市町村教育委員会及び学校に周知徹底するよう通知することについては、財務会計上の行為に当たらないことから、違法又は不当な行為であるか否かを監査する前提を欠くため、請求人のその他の請求については、これを却下する。

第5 意見

今回の監査を通じ、監査委員として意見を述べる。

本件は、本件高校の教員が過失により公文書であるアンケート調査の回答原本を保存期間満了前に廃棄し、生徒の遺族が原本を確認する機会を失わせたことにより損害を与えたとの札幌高等裁判所の判決が確定したことに伴い、道が責任を有する者に対し、損害補填を請求する措置を講ずるよう、勧告を求めたものである。

当該教員は全校アンケートの回答原本が公文書であるとの認識がなく廃棄したものであり、平成28年（2016年）3月の道議会においてもアンケートの取扱いについて議論がなされ、道教委は規程違反を認めたほか、その不適切な文書管理について当時の知事が遺憾の意を表明しているところである。

近年、学校における自殺やいじめに対する社会的関心が高まっており、これらが疑われる事案が起きたときは、児童生徒の置かれていた状況について行われる調査や分析評価、保護者等への説明や情報提供、また、道に損害が生じたときの求償の必要性の検討など、これまで以上に適切に対応されるよう求めるものである。

特に、本件発覚後、道教委では公文書の取扱いについて、通知のほか会議等での注意喚起や、道立学校の管理職員による文書管理状況の職場一斉点検の実施など、再発防止に取り組んでいることを今回の監査を通じ確認できたものではあるが、引き続き、適切な文書管理を行っていくことを強く望むものである。